

## ○岡山市営農条件整備等対策事業補助金交付要綱

平成24年8月24日制定

平成25年3月29日改正

平成26年3月14日改正

平成28年4月1日改正

平成29年3月17日改正

令和3年4月1日改正

令和5年4月3日改正

令和8年4月1日改正

(趣旨)

第1条 高品質な農畜産物の安定的・効率的な生産及び流通を推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、営農条件整備等に必要なる事業であつて、別表事業区分の欄に定めるところによる。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市において、農業生産を主たる業務として活動する団体等
- (2) その他、本市農業振興上、特に市長が適当と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助事業者としないことができる。

- (1) 市税を完納していない団体等
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない団体等

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、別表事業区分の欄に定める事業区分における同一事業につき、同一事業者に対し、原則年度内に1回までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次に掲げるものとする。

(1) 産地の維持及び拡大に向け、必要な機械、施設、資材等の導入に要する経費

(2) 農畜産物の新規又は産地の育成及び地域農業を再生するために要する経費

(3) その他市長が適当と認める事業に係る経費

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表事業区分の欄に掲げる区分に応じ、前条に定める補助対象経費に同表補助率の欄に定める率を乗じて得た額又は定額の範囲で、市長が定める額とする。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のいずれかとする。

(1) 市税を完納していることを証明できる書類

(2) 同意書（様式第1号）

(軽微な変更)

第9条 規則第12条で規定する市長の定める軽微な変更は、別表軽微な変更の欄に定めるものとする。

(事業効果報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年の翌年から起算して3年を経過するまでの間、補助事業効果報告書（様式第2号）により、各年度における事業の効果を市長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度の補助金から適用する。

別表（第3条、第7条、第9条関係）

事業区分	補助率（上限）	軽微な変更
畜産振興に係る事業（国が補助率1/2以内で補助するものに限る。）	7/10 又は定額	事業費の30%以内の増減
新規就農者を含む補助事業者が行う事業（但し、対象となる品目は本市が定めるブランド農産物に限る。）	2/3 又は定額	ただし、畜産振興に係る事業のうち、岡山県畜産振興事業補助金交付要綱（昭和41年10月19日付け畜第714号）
鳥獣被害に強い地域支援事業（県が補助率1/2以内で補助するものに限る。）		

その他の事業	1 / 2 又は定額	(1) 別表の軽易な変更 以外の変更の欄に定める ものを除く。
--------	---------------	---------------------------------------

様式第1号（第8条関係）

同意書

年 月 日

岡山市長 様

補助金交付申請人  
住所又は所在地  
氏名又は団体名及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）第5条第1項の規定に基づく補助金交付申請にあたり、下記のとおり市税納付状況の確認を受けること又は担当課が市税の滞納無証明を取得することに同意します。また、市税に滞納がある場合、岡山市営農条件整備等対策事業補助金交付要綱別表事業区分の欄に定める補助事業に係る補助金の交付決定を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

補助年度	年度	補助金の名称		
補助事業の目的及び内容				
同意者 (上記同意内容及び誓約内容に異議なき場合は署名または記名押印すること。法人は、 <u>法人名の入った法人印の押印が必要です。</u> )	住所(所在地)	氏名(法人名)	印	
※担当課所見				

注 ※印の欄は記入しないこと。

同意者欄に収まらない場合は、裏面同意者欄に追記すること。



様式第2号（第10条関係）

補助事業効果報告書

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者  
住所又は所在地  
氏名又は団体名  
及び代表者氏名

岡山市営農条件整備等対策事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業実施年度 年度
- 2 報告対象年度 年度（ 年目）
- 3 事業目的及び対象作物
- 4 事業内容
- 5 事業効果

年度 指標	事業実施 年度	年度 (1年目)	年度 (2年目)	年度 (3年目)	年度 (目標年度)

備考 事業効果を測る指標は、補助事業者が、事業目的及び事業内容等から、市と協議の上1つ以上設定し、最終報告まで変更しないこと。

- 6 今後の推進方針